

保護者各位

栃木県立栃木工業高等学校長

## 学校において予防すべき感染症における出席停止と証明書等の提出について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校において予防すべき感染症(下記に一覧あり)にかかった場合もしくはかかったと疑われる場合は、学校保健安全法第19条により本人の健康回復と他の生徒への感染防止のために出席停止になります(欠席扱いにはなりません)。医師から登校許可が出るまで静養してください。医師の許可が出たら出席停止の解除となり登校できます。

この度、栃木県教育委員会からの通知をもとに検討した結果、本校では令和元(2019)年度から登校の際は、インフルエンザに限り、保護者の記入する【インフルエンザ様疾患 保護者申出書】を学校に提出するという対応に変更いたしますので御了承ください。

(【インフルエンザ様疾患 保護者申出書】には、添付書類として、①受診した医療機関発行の領収書または診療明細書のコピー、②医療機関または薬局で発行される薬の説明書やお薬手帳のコピーの2点を一緒にご提出をお願いいたします)

その他の感染症に関しては受診した医療機関で記入していただいた【証明書】を担当にご提出ください。  
様式(用紙)を今回配布しますので、必要時にご使用ください。また、栃工HPからもダウンロードできます。  
(栃工HP【在校生・保護者の方へ】→【保健室より】)

○学校感染症と診断されましたら、必ず学校にご連絡ください。 栃工 (0282)-22-4138

## 学校において予防すべき感染症および出席停止の基準一覧

感染症の種類	対象疾病	出席停止期間の基準
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2類	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3類	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症等)	症状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認められるまで